訪問介護　運営規程【例】

*※この運営規程の例はあくまでも参考例であり、記載の方法や内容は基準を満たす限り任意様式・内容で可。介護保険法改正や厚生労働省通知の内容についても確認し、適宜内容を見直すこと。※*

ヘルパーステーション○○　運営規程

（事業の目的）

第１条　※※法人△△△（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーション○○（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問介護の実施にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

２　指定訪問介護の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的におこなうものとする。

３　指定訪問介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　指定訪問介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるものとする。

６　前各項のほか、「那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和５年１２月２５日条例第５２号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　指定訪問介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　　ヘルパーステーション○○

（２）所在地　　那覇市○○○丁目○番○号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　○人以上

・訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）訪問介護員　○人以上

　　　　　訪問介護員は、訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）に基づき指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供に当たる。

（４）事務職員 ○人以上

*（事務職員は、配置する場合のみ記載。）*

　　 　　必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日及び国民の休日、慰霊の日（６月２３日）および旧盆（旧暦７月１５日）、年末年始（１２月○日から１月○日）を除く。

（２）営業時間　　午前○時○分から午後○時○分

（３）サービス提供時間　　午前○時から午後○時○分

（４）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）

第６条　指定訪問介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）訪問介護計画の作成

（２）身体介護に関する内容

　　①食事介助・排せつ介助

　　②清拭・入浴・身体整容

　　③体位変換

　　④移動・移乗介助、外出介助

　　⑤その他の必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

　　①調理

　　②衣類の洗濯、補修

　　③住居の清掃、整理整頓

　　④生活必需品の買い物

　　⑤その他の必要な家事

*（実施していない場合は削除すること）*

（４）通院等のための乗車・降車の介助

２　　指定訪問介護事業の実施に当たっては、前項に掲げるサービスを常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏することがないものとする。

（総合事業訪問型サービスの内容）

*（総合事業訪問型サービスを提供している場合のみ）*

 第７条 指定介護予防訪問相当サービス（以下訪問型サービスという。）の内容は次のとおりとする。

（１）訪問型サービス個別計画の作成

（２）身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

（４）サービス提供区分

①訪問型サービス費（Ⅰ）…１週に１回程度

②訪問型サービス費（Ⅱ）…１週に２回程度

③訪問型サービス費（Ⅲ）…１週に２回を超える場合

（利用料その他の費用の額）

第８条　指定訪問介護及び訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　通常の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道１ｋｍごとに○○円を徴収する。

*（交通費の徴収を行っていない場合は「通常の交通費は徴収しない。」と記載）*

３　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

４　前各項の費用の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、那覇市、○○市、○○市、○○町とする。なお、その他の地域についても相談に応ずる。また、訪問型サービスの実施地域については那覇市とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

２ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第１１条　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策

定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱に関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱に努める。

２　従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族

の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

（利益供与の禁止）

第１２条　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

（苦情処理等）

第１３条　事業者は、自ら提供した指定訪問介護について、相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するため担当職員及び責任者を選任し、苦情相談対応マニュアルを策定するとともに職員に周知徹底を行なうものとする。苦情相談の対応結果については、個人を特定できる情報を除き公表するものとする。

２　事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

３　事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業者は、指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（緊急時の対応）

第１５条　訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族及び管理者に報告する。また、主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１６条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

（１）訪問介護計画

（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）利用者に関する市町村への通知に係る記録

（４）苦情の内容等に関する記録

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（６）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（高齢者虐待の防止）

第１７条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

３　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

４　事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

５　事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年１回以上実施する。

（業務継続計画の策定等）

 第１８条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

 第１９条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（認知症ケアについて）

第２０条　事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。

（１）利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。

（２）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサ　ービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。

（３）認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

２　事業所は、訪問介護員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後○ヶ月以内

（２）継続研修　　年○回以上

（３）認知症介護基礎研修（「生活支援訪問型サービス従事者養成研修」修了者のみ）

*（総合事業訪問型Aのみ記載）*

３ 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。

４ 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

５ 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。（第○条改訂）

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。（第○条改訂）